

「歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」  
一部改正の概要（平成 28 年 2 月 23 日付け改正分）

歯科医師臨床研修制度については、歯科専門職の資質向上検討会において、高度化・多様化する歯科医療に対応できる歯科医師の養成や、臨床研修の質の向上等の観点から、当該研修制度について全体的に見直すこととされ、平成 26 年 3 月に報告書が取りまとめられた。

この報告書を受け、歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令（平成 17 年厚生労働省令 103 号）の一部が改正され、平成 28 年 4 月 1 日から施行される。

この省令の一部改正に併せて、「歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成 17 年 6 月 28 日付け医政発 0628012 号厚生労働省医政局長通知）についてもその一部を改正するものである。

【改正の主な内容】

(1) 研修プログラムの内容をより明確化する観点から、研修プログラムへの記載事項に

次の項目を追加

- ・到達目標の達成に必要な症例数や研修内容
- ・修了判定の評価を行う項目や基準

(2) 研修プログラムの質の向上の観点から、研修プログラムの評価を行うこととし、評

価項目として次の項目を設定

※年次報告の際に報告

- ・研修歯科医の指導体制（患者の治療を 1 人の研修歯科医が担当する又は患者の治療を複数の研修歯科医が症例ごとに担当する）
- ・研修歯科医が経験した平均症例数
- ・あらかじめ設定した症例数を達成した研修歯科医の割合

(3) 研修プログラムの質の担保の観点から、臨床研修施設の指定を取り消すことができ

る要件に次の項目を追加

- ・3 年以上研修歯科医の受入れがないとき
- ・協力量型臨床研修施設にのみ指定されている施設がすべての臨床研修施設群から外れたとき

(4) 臨床研修の中断及び再開について

- ・臨床研修を中断できる理由として、研究や留学等の多様なキャリア形成を追加

- ・臨床研修を再開する際には、中断前と同じ臨床研修施設の研修プログラムを選択することを可能にする